地域生活支援事業費等補助金について

【担当省庁】厚生労働省

上牧町における取組

(現状・課題)

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、県や市町村が地域の特性や障害児者の抱える課題に応じて柔軟に実施できる事業であり、当町においては、令和4年度末現在、移動支援事業などの必須事業、日中一時支援事業などの任意事業合わせて9つの事業を展開している。対象経費実支出額は増加傾向となっており、平成29年度は23,157千円、平成30年度は24,878千円、令和元年度は25,291千円、令和2年度は16,551千円、令和3年度は17,859千円と推移している。(令和2年度及び令和3年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少しているが、今後増加していくことが見込まれている。)

本事業の財源である地域生活支援事業等補助金は、「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」に基づき、国庫補助率1/2とされているが、予算の範囲内で交付されるものであり、補助率満額の交付と仮定すると、実際の交付額は、平成29年度は約66%にあたる7,594千円、平成30年度は約63%にあたる7,861千円、令和元年度は約66%にあたる8,384千円、令和2年度は約95%にあたる7,844千円、令和3年度は、約75%にあたる6,722千円(当該補助金は前年度実績に基づいて交付されるため、令和2年度の補助金は令和元年度の実績に基づいている。令和2年度の実績額は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により例年より減少したため、負担割合が例年より高くなっている。)に留まっており、県費補助金の1/4についてもその割合に準じていることから、実質的な町負担割合が大きく占め、財源確保の観点から、当事者の望む十分なサービス提供体制の確保が困難になることが懸念される。

国にお願いすること

国の第5次障害者基本計画においても、障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の整備等の考え方が示されており、障害児者の重度化・高齢化や親亡き後の支援体制の充実を図ることが求められている。当町においては「重度障害児者への訪問入浴サービス」や「緊急時の相談支援やステイ事業」など、当事者からも新規事業を望む声を多数いただいており、事業実施に向けて取り組んでいるところである。今後も地域の実情に応じたサービスを展開していく上でも、地域生活支援事業の活用は必須であり、財源確保の観点からも、現状国予算の範囲内の交付額となっている地域生活支援事業費等補助金について、交付要綱に定める補助率1/2の総額を確保し、市町村負担割合が抑制されるよう要望する。